

令和2年8月31日

国費執行による契約等の手続きにおける押印等の省略について

支出負担行為担当官
静岡県警察会計担当官

この度、国費（国庫金）執行による契約及び支出手続きにおいて、下記の書類への代表者印、社印等の押印を省略できることとしましたので、お知らせします。

記

1 押印省略可能とする書類（※国費契約に限る）

- (1) 見積書
- (2) 請書
- (3) 納品又は役務の完了を確認する書面
- (4) 請求書

2 押印省略時の措置

押印を省略する場合は、当該書類に

- ・『書類の発行権者（代表者）』の氏名（フルネーム）及び連絡先
- ・『本件事務担当者』の氏名（フルネーム）及び連絡先

を記載してください。

※ 確認のため、記載連絡先には、必要に応じてこちらからご連絡させていただく場合がございます。

3 本件取扱開始日

本取扱いは、令和2年9月1日以降の依頼案件について運用開始とします。

その他ご不明な点等は、下記連絡先までお問い合わせください。

【本件に関する連絡先】

静岡県警察本部 電話：054-271-0110

【物品役務】：総務部会計課 調度第二係（内線 2243）

【施設修繕】：同 施設課 管財係（内線 2302）